

	件名	市民の声（要旨）	市の回答（要旨）	所管課等	受付日	回答日
1	中学校のクラブ活動	私は現在小学生にバスケットを指導しております。50 名を超える子供たちを預かっております。 中学校に受け皿となるクラブが無いという事に困っています。クラブ活動での越境入部を認めてあげてください。	中学校における部活動は、異年齢の交流を通して、互いに認め合い、励まし合い、高め合いながら、豊かな人間性や社会性を育むことができる教育的意義のあるものと考えており、子どもたちには、中学校で部活動に取り組むことにより、充実した学校生活を送ってもらいたいと考えております。 本市の中学校において部活動の種目は、これまでの様々な経緯や状況を総合的に判断し、各校において学校長が決定しております。以前と比較すると市内の児童生徒数が減少したことで顧問となる教員数が減少し、その結果部活動の種目数も減少しているのが現状です。特に小規模の中学校においては顕著にこの傾向が表れています。 そのような状況の中、合同部活動等の方法については、他市事例等を参考に本市においても検討してきたところです。しかしながら、安全管理上の責任の問題や、本市の地理的状況を踏まえた学校間の移動時における生徒の安全と手段の確保、合同部活動を実施する時間の設定等、解決しなければならない課題が多くあり、現在の部活動としての位置づけのままでは課題解決が困難です。そのため本市では、部活動の地域移行に向けての研究を進めているところです。 現在、全国的にも児童生徒数減少による部活動減少の課題解決の取組みとして、部活動の地域移行に向けての取組みが進められております。これは、学校ごとに教員によって実施されてきた部活動を地域に移行し、中学校単位から地域でそれぞれの種目を担い、中学生が所属して活動する方法です。本市においても、部活動の地域移行を進める一方策として、休日の部活動に限り、地域クラブが担う形として、市内全校から参加できる「拠点型地域クラブ」の実施に向けて取組みを進めております。軟式野球については、河内長野市総合スポーツ振興会に登録する団体がすでに活動を始めており、軟式野球部がない市内中学校から生徒が参加しております。また、他の種目についても、実施に向けて各団体等と調整を図っているところです。 今後、国において部活動の在り方が見直されつつあります。本市としましては、これらの国の動きに注視しながら部活動の地域移行を進めることで、子どもたちのスポーツや文化的活動の環境について充実を図ることに取り組んでまいりたいと考えております。	学校教育課	R7.1.5	R7.1.27

2	犬の転居手続き	河内長野に犬と引っ越しました。市役所にて、マイクロチップの登録証明書をネットで取るだけで他は特に必要なものはないと言われたのですが、獣医さんから、なにかの手続きをやっていないようです、と言われました。 他県で住んでいた時に犬鑑札など配布されていたのですが、そういう届出などは必要ないのでしょうか。また、なにか他に届出などあれば教えてください。	河内長野市では犬のマイクロチップ装着に関する狂犬病予防法の特例制度に参加しており、マイクロチップを装着した犬については、下記の日本獣医師会が管理するマイクロチップ情報登録サイトから犬の登録情報を更新していただくことで手続きが完了します。 インターネットを利用して下記のサイトにアクセスし、「犬や猫の飼い主の方」を選択し、お手元にあるマイクロチップ登録証明書記載の暗証番号を利用して、犬の登録情報にお間違いがないかご確認ください。間違いがなければ飼犬登録に関するお手続きは完了しております。登録情報に変更がある場合には、更新手続きをお願いいたします。 また、犬鑑札についてですが、本市では上記の手続きが完了した時点でマイクロチップが鑑札として扱われますので、マイクロチップ装着犬に対して鑑札交付を行っておらず、上記以外の手続きも不要です。 その他の手続きについては、毎年１回狂犬病の予防注射を受けさせて、狂犬病予防注射済票の交付申請が必要となります。済票交付申請方法については、市役所ホームページにて案内させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いします。 ◆マイクロチップ情報登録サイト（飼犬登録） 動物の愛護及び管理に関する法律に基づく犬と猫のマイクロチップ情報登録 https://reg.mc.env.go.jp/ ◆狂犬病予防注射について https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/14/38132.html	環境政策課	R7. 1. 7	R7. 1. 9
3	ゴミシール無料配布	毎年のゴミシールの無料配布はいつ頃ですか。	3月中旬～下旬ごろに送付予定です。	環境衛生課	R7. 1. 14	R7. 1. 15
4	選挙	令和６年執行の衆議院議員総選挙のポスター掲示場作製・設置・撤去等業務に係る支払伝票の最終決裁権者は誰ですか。	最終決裁権者は、総合事務局課長です。 前回の回答で、「次に、会計課にて担当者から決裁権者までが決裁を行い、不備等がなければ支払う。」と記載しましたが、「次に、会計課にて担当者から会計管理者までが審査を行い、債権者等情報に不備がなければ支払う。」に訂正します。	選挙管理委員会事務局	R7. 1. 17	R7. 1. 27

5	市民総合体育館トレーニング室	トレーニング室を利用したいと思い問い合わせましたが、利用するにはまず講習を受ける必要があると説明を受けました。 指定された日の2時間の講習は、仕事と子育てをしている世代には厳しいです。 リモートも不可で、受けなければ利用できないということでは、せっかくの施設がもったいないと思います。 マシンの使い方はまだ理解できますが、座学に1時間も必要だというのが理解できません。もっと利用しやすいように改善してほしいです。	市民総合体育館のトレーニングルームの利用にあたっては、利用者の皆さまに安全にトレーニング器具をお使いいただくため、事前に2時間の講習を受講していただいております。今年度においては、平日及び祝休日含め、年間24回の講習会を実施しております。 しかしながら、ご指摘のとおり、講習会の時間は10時～12時と19時～21時の固定の時間帯となっているのが現状です。 今後につきましては、指定管理者とも現状の課題を再認識し、講習会の別時間帯の設定やリモートでの受講ができるような仕組みづくりについて、検討させていただきたいと考えております。	市民スポーツ課	R7. 1. 20	R7. 1. 22
6	南花台の整備	南花台にスタジアムや公園整備がなされようとしています。綺麗になるのはいいのですが、それについて、不安があります。 南花台は道路も狭く、月曜日のスーパーの10%引きの日でさえ、バス道は渋滞しています。整備が完成した時に、渋滞しないか心配です。また、駐車場が満足にあるのか、路上駐車が增えないか不安です。結果として、地元の人が外に出られなくならないかなど気になります。そのあたりのことは、想定されていると思いますが、結果的に「想定外でした」とよく言われることのないようお願いします。	貴重なご意見ありがとうございます。ご懸念されておられることは本市としましても承知しています。 令和3年度交通量調査をもとに南花台1号線及び周辺道路の交通量を検討しております。公園オープン後は平常時の利用者によりある程度の交通量増加を考慮しておりますが、周辺道路での交通状況は一般的な範囲と考えています。また、土・日曜の休日、祝日もご家族連れの利用者やイベント等で現在より一定数の増加が予測されますが、スーパーの10%引きの月曜日と祝日が重なる場合も含め、事前に迂回ルート案内等渋滞緩和の対策を検討しています。お買い物される地域住民皆さまへは平常時以上のご不便をお掛けしないように配慮をまいります。 駐車場計画については、公園利用者想定調査のもと算定した台数をもとに設計しています。平常時は十分に足りる台数を確保しておりますが、休日にはスタジアム内駐車場台数では足りないことも予想されますので、周辺施設駐車場の臨時利用等により、路上駐車がないよう対策を検討しています。	政策企画課	R7. 1. 21	R7. 1. 28
7	ポケットシーシャに関する路上喫煙禁止区域	河内長野市の「路上喫煙禁止区域」において、ポケットシーシャの使用も規制対象となるのか、またそのような行為が禁止されている場所が南花台地区に含まれるかを教えていただけますか。	「河内長野市路上喫煙の制限に関する条例」において規制の対象となるたばことしては、「たばこ事業法第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用に製造されたものをいう。」と定義されております。このため、お問合せのポケットシーシャにつきましては、たばこ葉等を使用せず、水蒸気を吸引する製品（いわゆる電子たばこ）であれば規制の対象外となります。一方で、たばこ葉等を使用している製品（いわゆる加熱式たばこ）であれば、規制対象となります。 また、条例第6条に規定しております路上喫煙禁止区域につきましては、現在のところ、三日市町駅、河内長野駅、千代田駅のロータリー周辺を指定しており、お問合せの南花台地区につきましては含まれておりません。 ただし、道路上等の公共の場所で歩きながら喫煙（加熱式たばこを含み、電子たばこは含みません。）を行うことは市内全域で禁止されておりますので、特定の場所、時間で繰り返されているといった情報提供があれば、現地確認の上、行為者への指導も行っております。	環境政策課	R7. 1. 23	R7. 1. 23

8	会計課の組織	①他課のような会計課の組織図を教えてください。 ②会計課は部に属していません。つまり独立した「課」になっています。市長・副市長の監督も受けていません。このような組織をみたことはありません。どうしてこのような組織図になっているのか、もしくはどうしてこのような組織図にしたのか教えてください。	①R7.1.1 時点の会計課の組織図は 「会計管理者」－「課長」－「課長補佐」－「係長」－「主査」 となっております。 ②地方自治法において、地方公共団体が支出を行うためには、まず地方公共団体の長が支出命令を会計管理者へ行い、それを受けた会計管理者はその命令の内容を審査し、確認しなければ支出することができないこととなり、それにより適正な会計事務の執行を確保する仕組みとなっております。 そのため、会計管理者は会計事務に関して市長から独立した権限を有することとなり、会計事務を行う会計課においても市長等の指揮監督を受けることがないような仕組みになっているため、このような組織図となっております。	会計課	R7.1.29	R7.2.3
---	--------	--	--	-----	---------	--------

※公表している市からの回答内容及び担当課名については、原則回答時点のものであり、現在の状況とは異なる場合がありますのでご了承ください。